

第 1 4 3 5 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 大間原子力発電所に係る審議結果

2026 年 9 月 10 日

新基準適合性審査チームから以下の事項を指摘した。また、事業者から全ての指摘事項について了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

【SA】

＜第 37 条（有効性評価）＞

- ① 原子炉減圧操作について、他の操作と同時並行的に一人の運転員が行う手順となっているが、原子炉減圧操作は原子炉水位に注意しながら行う事故時の重要な操作及び監視作業であることから、要員配置や作業の優先順位等の考え方を整理し、各操作及び監視作業が確実に実施できることについて説明すること。

【説明スケジュール等】

- ① クリティカルパスを構成する審査項目のうち、基準津波の審査会合の予定時期を 2026 年 9 月末から 2026 年 11 月中旬へ約 1 ヶ月半後ろ倒しにしている一方で、一通りの説明終了時期は 2027 年 2 月末で変更はないとしているが、先行審査実績を踏まえると、現実的なスケジュールとなっているのが不明である。このため、先行審査実績を踏まえた上で、改めて現実的なスケジュールを検討し、説明すること。